

明日の裁判所を考える懇談会（第17回）協議内容

1 日時 平成19年5月7日（月）15：00～17：00

2 場所 最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員・50音順）

大木美智子委員，北川正恭委員，平木典子委員，榊井成夫委員，松尾浩也委員，
米本昌平委員

（最高裁判所）

大谷剛彦事務総長，山崎敏充事務次長，小川正持刑事局長

〔オブザーバー：戸倉三郎審議官，藤井敏明情報政策課長，高橋利文総務局長，
大谷直人人事局長，小池裕経理局長，小泉博嗣民事・行政局長，二本松利忠家
庭局長〕

4 議題（第17回テーマ「裁判員制度について」）

- (1) 裁判員制度について意見交換
- (2) 今後の懇談会の進め方について

5 会議経過

(1) 意見交換の概要

（最高裁） 本日は、「裁判員裁判への参加についての国民の意識について」
を中心にご意見をうかがいたい。

どういうプロセスで裁判員に選ばれるのかということについて
は、これまで相当検討してきており、近々これを刑事訴訟規則で
制定する予定である。最初に、裁判員の選任手続の概要を説明し、
さらに、裁判員裁判への参加についての国民意識に関し、これま
で行ってきたアンケート調査等の概要を報告した上で、ご意見を
うかがいたい。

（最高裁） 現在、裁判所で考えている裁判員の選任手続の流れについて説

明させていただく。資料2の末尾に添付されている「裁判員選任
手続のイメージ」という図をご覧ください。裁判員は国民の
中から無作為に選ぶというのが原則である。この原則を維持しな
がら、裁判員候補者となった国民の負担をできる限り小さくする
ことを考慮して運用されなければならないと考えている。そのた
めには、できるだけ早い段階から国民の事情を裁判所が把握し、
裁判員に選任されないことがはっきりしている方々については、
事前に裁判員を選任する手続から外していくを考えている。

具体的な裁判員の選任手続は、3段階で行われる。第1段階は、
前年の12月ごろに、選挙人名簿からくじによって、翌年1年間
の裁判員候補者名簿を作成する。そして、名簿に登載された方々
に対し、名簿に登載されたことを通知し、来年1年間、裁判員に
選ばれる可能性があることを事前にお伝えする。これに合わせて
調査票を送付して、70歳以上の方や学生で1年を通じて裁判員
の辞退を希望する方、あるいは1年のうちで特定の時期について
特に参加が困難となるため、その特定の時期については辞退を希
望する方などの希望を聴取する。そして、これらの事由に該当す
る方々については、第2段階のくじに選ばれた際に、審理を担当
する裁判所が調査票の記載内容を判断して、辞退が認められると
考えられる場合には、最初から裁判員を選任する手続の日の呼出
しをしないという取扱いをすることになる。

第2段階は、具体的な事件が裁判所に係属した後に進められる。
裁判員が参加することとなる刑事事件が地方裁判所に係属する
と、その事件の裁判員を選任する手続が始まる。まず、裁判員候
補者名簿の中から、一つの事件について50人から100人の候
補者をくじで選ぶ。そして、公判前整理手続を行い、例えば、こ

の事件は6月1日から6月5日までが審理予定だというような審理計画が立つと、その候補者に選ばれた方々に対し、具体的な審理予定とともに裁判員を選任する手続の日をお知らせする。その時期は、国民の日程調整の都合などを考慮して、裁判員を選任する手続の日の6週間前ころを考えている。これに合わせて、質問票を送付し、裁判員として務めていただく期間につき、例えば、重い病気やけがのために裁判所に来ることが困難であるとか、重要な仕事があって自分が処理しなければ重大な損害が生ずるおそれがあるといった事情をうかがって、裁判所に返送していただく。そして、質問票の記載から辞退を認めることができると考えられる場合には、裁判所は呼出しを取り消すことになる。

第3段階は、裁判員を選任する当日の手続である。第1段階、第2段階の手続を経て、事前に辞退が認められる方は既に選任手続の流れから外れているので、最後に残る方は参加に差し支えない方や仕事を理由として辞退を希望しているけれども辞退が認められるか否かは質問票の記載からはまだはっきりしない方に限られる。裁判所に来られた裁判員候補者の方々には、まず、大きな部屋に集ってもらい、裁判員として審理に参加する事件の説明を受けていただく。そして、事件に関係した人でないかなどについて当日用の質問票に回答していただく。その後、別室で一人一人裁判長から口頭で質問をさせていただく。ここでは、公平に裁判をしてもらえるかどうかの確認的な質問や辞退を希望する方について補足的な事情をうかがう。参加者全員に対する質問が終わった後、裁判所は辞退を希望する方の辞退の許否を判断する。その後、検察官、弁護人は、原則としてそれぞれ4人ずつ理由を示さないで裁判員候補者からの除外を請求することができる。こう

して残った裁判員候補者の中から，最終的にはくじで6人の裁判員が選ばれることになる。大抵の事件は，午前中に選任手続を終えて，午後から審理に入ることを予定している。

次に，今回の話題事項についてご説明する。資料1をご覧ください。これは，最高裁判所が昨年1月に実施したアンケート調査の結果である。これによると，回答者の6割の方が裁判員に「参加したくない」，または「あまり参加したくない」と回答している。他方，この調査によると，「あまり参加したくない」と回答している回答者でも，その5割の方が「3日以内の事件であれば参加できる」と回答している。

資料3は，内閣府が昨年12月に実施した世論調査の結果である。これによると，裁判員制度について，「参加したい」及び「参加してもよい」という回答が20.8%，「あまり参加したくないが義務であるなら参加せざるをえない」という回答が44.5%，「義務でも参加したくない」という回答が33.6%となっている。このデータは，参加意欲の程度のみ注目すると，「参加したくない」という回答が78.1%に上っていることがわかるが，他方，参加の有無という点に注目すると，「参加」が65.3%ということがわかる。

資料4は平成18年度調査研究の結果である。最高裁判所としては，社会生活上の事情の中でも特に辞退が認められるか否かの判断が微妙であると考えられる「仕事上の都合」を，より具体的に調査し，辞退事由に関する判断の参考となる資料を収集するために，今回，全国規模のインターネット調査及び国民の社会属性に応じて組成した幾つかのグループについて，グループインタビュー調査を実施した。その結果，業種別など23のグループにつ

いて、グループごとの参加の障害となる事情を概括的に把握することができた。その結果をグループごとにまとめたものが資料4の21ページ以下の「参加障害事由分析表」である。今後は、この結果を踏まえ、地域別の事情や同じ業種の中での企業規模や職種による違いなど、国民の抱える参加の障害となる事情をさらにきめ細かく調査して、その結果を蓄積し、辞退事由に関してより的確に国民の生活実態を踏まえた判断ができるように準備を進めていきたいと考えている。

今述べたように、今回の調査は、辞退事由を判断するに際して、その運用の参考となる資料を集めることが中心であったが、この調査の過程で、国民の裁判員制度への参加意識に関するデータも幾つか得られている。例えば、資料4の74ページでは、裁判員制度への参加の際に感じる負担感を質問しており、この質問に対しては、「裁判のような人の人生を左右するような仕事は精神的に負担が重い」とか、「被告人や関係者に恨まれたり、脅迫や危害が加えられないか心配だ」といった回答が多く見られる。また、グループインタビューにおいて、裁判員裁判への参加可能性を聞く際、制度の具体的な運用イメージを伝えたところ、例えば、「1か月前に連絡があれば、「代わりの者を探すことができるので参加は可能である。」という回答や、「仕事の量そのものが変わらなければ、審理前の早朝とか審理後に会社で仕事を行うことができるので参加は可能である。」といった回答もいただいている。こうした調査結果を踏まえると、国民が裁判員裁判に参加するための日程調整は可能だと判断できるように、制度の運用イメージをより具体的に伝えることの重要性が再確認されたのではないかと考えている。最高裁判所では、数字の上では国民の裁判員裁判

への積極的な参加意欲はなお低いものの、裁判員の負担にできるだけ配慮した選任手続と裁判の運用を徹底して、仕事など参加への客観的な障害を一つ一つ取り除き、裁判員裁判の現実の運用の姿をできる限り詳しく国民に知らせていくことによって、相当多数の国民からの協力が得られるのではないかと考えている。このような分析が適切なのだろうか。もし、異なった視点からの分析があるとすればどのようなことが考えられるか。裁判員裁判への参加についての国民の意識についてどのように見るべきか。こうした点について、各委員のご意見をうかがいたい。

(最高裁) 裁判員の選任手続については、6週間前に期日を知らせるとか、予備調査をやって、早目に辞退事由の確かな方を除いていくということなど、平成18年に行った調査の結果を反映させているが、なかなか数字の上で国民の参加意欲の向上に結びつかない。

資料3の3ページをご覧いただきたい。これは、内閣府が平成18年12月に行った裁判員制度に関する世論調査の結果であるが、「参加したい」、「参加してもよい」の合計が20.8%、反対に、「義務であっても参加したくない」というのが33.6%あり、その中間に、「あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるをえない」という選択肢を設けたところ、これが44.5%あった。このデータを見た新聞の取上げ方はいろいろあり、朝日新聞は、「参加消極派78%」と見出しを出し、東京新聞は「3分の1は義務でも嫌だ」と見出しを出した。一方、読売新聞と毎日新聞は「参加65%」、日本経済新聞は「3分の2は参加」と見出しを出している。こういう数字をどういうふうに見て考えていけばよいかということについて、まずご意見をうかがいたい。

(梶井委員) この種の世論調査では、本音と建前がどのようにあらわれてく

るのかというところがあり，内閣府の調査に対しては建前の感じで答えている要素があると思う。

今回私が興味深いと思ったのは，いわゆるフォーカス・グループ調査という，特定のグループやトピックに集中して，回答者の本音を聞き出すという手法を用いた調査を行っていることである。今回，業種ごとに調査をしたものを見ると，本音の部分に入ったところに意味があると感じている。しかも，環境調整後には，「参加してもよい」という割合が10%以上も上がっている。腰が重いのかなと思っていた専業主婦の方などが，「参加してもよい」と変わっているところなどを考えると，本音的な調査を行った意味というのはかなりあったと思う。「本当のところはどうなの」と聞いてみると，「まあ，参加します」という方々が出てきたのではないかと感じている。

（大木委員） 日本人というのは，やりたくないと言っているけど，いざというときはきちんとやる国民ではないかと思っている。大切なのは，選ばれた人をサポートする体制をどうするかということである。参加したいと思っても，雇主との問題，介護の問題，保育の問題などをどうしたらよいかという不安があるので，そういった面の環境整備についてももう少し具体的に説明して，国民が安心できるようにすると違ってくると思う。

以前，商工会議所で行った裁判員制度に関するアンケートの調査結果が，「絶対に反対だ」，「私は参加しません」といった形で新聞に大きく書かれたことがあった。これはとんでもないことであり，そういうところにはアタックして，「それはおかしいのではないか。」と指摘してもよいのではないか。

（松尾委員） 裁判員制度という種をまいたのは内閣や国会であり，裁判所で

はない。国民の6割から7割の人が裁判員は嫌だと言っているということは、裏返せば現在の裁判官による裁判制度で結構だと言っていることになる。そうであれば、裁判所としては、なるほどそうかと喜んでいてもよいところだが、そうはいかないで一生懸命努力しているというのは、結局まいた種をこれから育てるのは専ら裁判所の仕事だからである。どうやって花を咲かせ、実を結ばせるかということをやらなくてはいけない。

先日、裁判所の裁判員制度ウェブサイトを見たところ、Q & Aコーナーで、様々な質問に一生懸命答えており、テクニカルな意味では完璧に近いと思ったが、魂とか、気持ちがもう少し入った方がよいと感じた。

「裁判所は市民の参加を歓迎しています」ということをまず言ってほしい。裁判員制度ウェブサイトには、そういうファクターはなかったと思うし、アンケートでも、冒頭に「裁判所としては皆さんを歓迎します。さて・・・」という内容にはなっていないと思う。「多分嫌だろうけどどうですか」という形の質問に近いのではないか。

(平木委員) 本音と建前がどこまでなのかということをご自分で読むのはとても難しいと思う。推測をすると、「義務ならば仕方がない」という回答は、ある種本音であり、その中で二つに分かれるように思う。一つは、「いざとなったら仕方がないから行きますよ」という本音と、もう一つは「いざとなったら何か辞退事由を探します」という本音があると思う。例えば、長電話を切りたいときに、切りたいという理由で切らずに、全く別の理由で切ったりするということのように、日常生活の中で私たちはそんなに大したことでもなくともたくさん理由を探しているので、いざとなったら何か理由を

探せるのではないかという本音もあると思う。「義務であるなら参加せざるをえない」という方の全部がそうではないと思うが、一方では、「義務なら仕方がない」という覚悟を国民がし始めたかなというようにも思う。

(最高裁) 「義務であるなら参加せざるをえない」というのも、見方でいろいろな濃淡があるだろう。新聞のように、どちらとも割り切ることはできないのではないかと考えている。今後、「義務だからやむを得ない、出よう」という方をできるだけ多くしていくためには、環境調整をするなど様々なサポートをしていかなければならないと考えている。

憲法週間の会見で、島田長官は、「どうぞ自信を持って来てください」とお話ししており、我々としても是非参加してもらって、よい制度にしていこうという気持ちである。

(北川委員) 私は、現在、選挙の投票率の向上という運動をしているが、子供のときから投票に行くのは義務だというウエートがかなり高く、また、都市化したら投票率は下がるのが当たり前だというのが日本の常識である。「あまり参加したくないが義務であるなら」というのも同じことである。ところが、北欧などに行って調べてくると、義務などというのはほとんどなく、投票に行くことこそ権利だというイメージである。どうしてその権利を使わないかという、そういうところで民主主義のとらえ方が変わるのである。だから、「あまり参加はしたくないが義務である」という質問の仕方は、最初はやむを得ないが、新パラダイムなら、こういう質問の仕方はアグレッシブに変わる。そろそろ、「これはあなた方の権利なのです」というところへ方向転換してはどうか。権利と義務の関係については、二元対立のものとして、一概に割り切る

ことができる話ではないと思うが、権利の意識を我が国はどう作っていくかという民主主義論は、このあたりからやっていくべきであろう。

選挙制度でも、中選挙区制である限りパトロンとクライアントの関係で各省庁と族が結び付いてしまうのは、タックスイーターで話をするからである。この場合の説明責任は、税を山分けする団体の皆さんだが、タックスペイヤーで説明責任ということになると、すっかり変わるのである。

(松尾委員) 今のお話は大事なことだと思う。先月、読売新聞で裁判員制度について5日間の連載をしていたが、その最後は、「裁判員制度は国民に対して貴重な権利を与えるものである」という結びだった。そこをもっと強調してもよいのではないか。

裁判参加について言うと、アメリカでは、陪審員制度は被告人の権利であると言われている。現在は、その要素をそぎ落として、裁判員制度は別に被告人のためではないという前提となっているが、そこも少し修正する余地があると思う。

(北川委員) 以前、裁判員制度に関して、トヨタの会長と日弁連の会長の対談が行われていたが、このような対談はインパクトがあり、とてもよいと感じた。今後も、商工会議所の会頭とか、いろいろな方と対談して、彼らこそが裁判員は使命だとか、責務だとか言ってもらおうとよいと思う。こういう話には経団連は乗らないのか。

(最高裁) 我々がいろいろな団体に行き、裁判員制度への協力をお願いすると、経団連やトヨタといった大企業はかなり理解していただいて、「協力しましょう」、「企業の社会的責任でもあります」、「特別な休暇を設けましょう」といったことを言っただけ。規模が大きいのので組織的に交代もきくというところもあると思う。

しかしながら、商工会議所などに裁判員制度の協力のお願いに行くと、中小企業はかなり厳しい事情にあるということを強く言われる。これは、規模が小さいので、それぞれの企業にとっては3日から5日の間従業員を抜かれることにより損失が出てくるわけなので、なかなか厳しいということになる。

政令の制定の準備として法務省が辞退事由に関する意見を公募した中で、商工会議所などは、50人以下の規模の企業については、辞退を申し出た場合はできるだけ広く辞退を認めるようにという意見を出しており、企業の規模によって協力の受け止め方が大分違うようにも思える。

(北川委員) 立ち位置の問題だから、当然そういうことは社会現象として起こることになる。

私は、米本委員とシャローエコロジーとディープエコロジーという、環境を経営と対立軸で見るか、同軸で見るかという運動を長い間やってきている。初期のころは、「トヨタだから、もうかっているのでエコロジーと経営は同軸にできるのだ」という論理だが、徐々に、「環境に優しいことをやっていく精神を保ちながら努力してきたからこそトヨタになれたのだ」というところに話が回転していくのである。そういう努力をしていくことによって、「むしろ環境に配慮した方がもうかるよというイメージで考えよう」となっていったときに、最初は、「トヨタだからできるのだ」というところから、「そうではないのだ、社会の構成というのはこういうことなのだ」という意識付けをしていくのである。パラダイムシフトだから大変だが、それをやらないで中途半端にやったら駄目だという感じがする。これは新しい価値観であり、民主主義のシフト変えだと思う。大企業は分かっているけれども、中

小企業では分からないというのは当然のことだが、徐々にそれが分かってくると、そこで義務と権利の関係が出てくる。

裁判についても、プロ集団に任せるのではなく、自分たちも参加して自分たちで治めようという、そういう方向へ国民の意識を向かわせることへの努力ではないのか。全国の商工会議所のトップは、真剣に話をしたらそういう話に理解を示してくれると思う。そこから、また順番に地域の会頭サイドにターゲットを移していくという運動ではないのかなと感じている。

(松尾委員) 今のお話の企業を家庭に置きかえると、くじに当たったら「お父さん、よかったね」と子供が言う、そういう家庭になってほしいなということか。

(最高裁) そのように持っていくにはどうしたらよいか。結局は、この裁判員制度の意義付けや国民にとってメリットがあるのかというところの問題になっていくのか。

(松尾委員) 教育再生会議あたりでそういう話もしてもらいたい。

(北川委員) 今度は、芸能界の方、学者、作家、芸術家といった人に裁判員制度を語っていただいて、日本も民主主義が大分進んだというありようを社会に広めていくとよいと思う。

(最高裁) 心配しているのは、参加したい人の数字が伸びないとか、あるいは参加したくない人の数字が減らないということである。参加したくない理由は何なのかということを見ていくと、大きく分ければ仕事上の差し支えという問題と、やりたくないという心理的な問題があるのだと思う。

資料3の4ページの「刑事裁判に参加する場合に不安を感じる点」を見ると、かなりの割合の方が心理的な不安を訴えている。一番多いのが「責任を重く感じる」、次が「冷静に判断できる自

信がない」であり、それに加えて「逆恨み」というところが出てきている。参加したいか、したくないかという観点で言うと、このあたりが非常に大きなウエートを持っているのだと思う。この点についてはどのように対応していったらよいか。

(松尾委員) 逆恨みや報復などを気にする割合が高いのは、日本の社会の特殊な現象ではないかという気がする。最近、あまりにも個人情報保護について過敏になっているということが言われるし、テレビを見ても日本のテレビはインタビューの相手の顔が見えないようにしている。このようなことをしている国はほかにないのではないかと思う。そういう意味で、非常に引っ込み思案な社会になってしまっている気がする。この点は、警察や検察がはっきりした態度で、もし裁判員に対して危害を加えるようなことがあれば厳格に対応するとか、絶対ないようにするというように言うことがよいと思う。

(北川委員) 刑事裁判に参加しない場合に不安を感じるというのは、転倒する場合があると思う。権利を奪うなというところまでいけば結構なことではないか。所与の条件の中の設問で、刑事裁判に参加する場合に不安を感じる点ばかり書くと、その回答率が高くなってしまう。この設問はサプライヤーサイドの論理である。今後どうするかというときには、立ち位置を変えることで、積極的に参加する意欲をとめているのだという点も出てくると思う。ダイヤモンドサイドから考えて、変えていかない限り、アンケートはうまく機能しないのではないか。

(最高裁) 逆恨み等による身の安全については、報復が予想される事件は裁判員事件の対象にしないとか、裁判員の名前は調書などには載せず、裁判官、検察官、弁護士以外には絶対漏れないとか、個人

を特定する情報を公にすることは禁止するなどという形でガードしている。フォーラムなどでも、「今までの経験上報復の例などはありません」と主に説明している。ただ、そこはなかなか懸念が消え去らないというのが実際のところなのかと思う。

(梶井委員) 北川委員の言われている権利へのパラダイムシフトというのは非常にもったいなと思う。ただ、これが日本で、しかも刑事裁判において、「それはあなたの権利だよ」というところに行くにはギャップがあり過ぎると思う。

ご子息を交通事故で奪われた方が書かれたある本の中で、最初、法廷はほとんど無縁な場所だったが、ずっと被害者として法廷を見て、その実情を知っていくうちに、どうして同じ人間が何回も同じ犯罪を繰り返すのか、日本の社会とはどういう社会なのだろうかと思いつく中で、被告人の更生を考えたり、あるいは裁判所は刑を言い渡したらそのまま、ということでのいいのだろうかと思つたという下りがあった。そういう経験などが無いと、裁判に参加することが国民の権利であるという意識にまでは及ばないのではないかと思う。そうすると、「裁判員というのは、みんなが自分に閉じこもるような利己的なこの時代に、日本では珍しい社会的な公の仕事であり、社会運動的なものでもあるのだから、皆さんやりましょう」という観点くらいの方が分かりやすいと思う。

(北川委員) だから、大企業の会長などの発言を前向きに認めて、やがて中小企業に行く形で、スピードや目測をきちんと図りながらやっていけばよいと思う。

例えば、私がマニフェストを提唱した理由は、要求することだけが住民にとって民主主義だという錯覚があったからである。政治家や行政官に全部任せてしまって、非常に無責任な国民ができ

たからこそ800兆円の借金ができたので、為政者から、あるいは候補者から先に政策を情報公開したら、「主権者である国民も責任があるのですよ、民主政治というのはそういうものですよ」ということができる。今の形では衆愚政治である。国民はみんな要求するだけしておいて義務は一切負わない、負担の問題は全部逃げて、便益だけよこせということが借金をためてきた大きな原因でもあると思う。だから、民主政治と衆愚政治というのは双方に責任があるという社会観が植え付けられていけないといけない。民が決めていくということは、そこに責任が発生しなければ駄目ではないか。過程や目測は議論の余地があるけれども、そういう立ち位置であってもよいのかなという感じはする。

(最高裁) 今のお話からすると、市民の側へ、「こんなよい制度があって、それに参加できる機会が与えられるのだ、これに乗っていただければよいのではないか」ともっていくとよいということか。

(米本委員) この調査結果には、一般の人の素直な気持ちが正確にすくい取られていると思う。ほとんどの日本人は、なるべく敵を作らないよう、温厚な人間として暮らしているのだから、それをいきなり判決を出すための合議に参加させることを決めたのは、大変なことを意味している。法治社会の機能の一部に普通の人々が、いわば無理矢理にその当事者にさせられることであり、このことは結果的に日本の社会にもものすごい意識改革をもたらすことになると思う。

統治への参加という点で、確かに投票に行くのは権利であるが、裁判員制度は、それよりは少し義務的な側面があるものだと思う。だから、この制度を国会が決めたのだということを裁判所側としてはっきり言い、それでも将来あまりに一般市民の負担が大き

いと感じられるようになった場合は、民主主義国家としての試行錯誤の一つとして、国会で長期的視点から直せばよいことだと思う。今はただ、ともかくやりましょうという姿勢でよいのではないか。国民を消費者とみなすより、裁判員制度に関しては、もう少し義務的なものであり、もともと潜在的に引き受けないといけなかった義務を引き受けるのだということを、裁判所以外の影響力のあるだれかが発言するのがよいと思う。

全くの部外者であった私は、この数年間議論に参加させていただいて初めて、裁判官も大変人間的な方ばかりだとやっと知ったところであり、普通の人が裁判員としていきなり刑事事件の裁判の合議に参加するというのは、日常的な生活のパラダイムとは全然違う文脈の中に時間を限って加わることでもある。白紙の状態の人に質問をすれば、自然、このような回答になるだろう。

(松尾委員) あるフランスの本には、陪審法廷で陪審員が証拠調べの途中、気分が悪くなって外へ出してほしいと言い出したり、最後は救急車が呼ばれるというような事態が決してまれではないと書いてある。日本でも、そういう事態を想定しておかなくてはならないかもしれない。

(米本委員) 確か私はこの会議の初めのころに、そのような可能性を申し上げた記憶がある。私は、人体解剖ができそうにないので理学部を選んだ人間であり、刑事事件の証拠調べのときに目にしたくない証拠写真を見なくてはならない可能性は大いにあり、これは普通の人にはきつい作業になりかねない。裁判所が担っている仕事は非常に特殊であり、きつい作業を全部裁判官に委ねてきたのが日本の社会だと思う。裁判所の側が心からの善意で裁判員のために準備することが、判断を先送りすることが日常的な普通の人間に

としては、別の感じ方をする可能性がある。しかし、裁判員制度は決まったことである。最初は大変だが、先進社会の責任ある市民、本来の法治国家の市民へと成熟するためには引き受けなくてはいけない義務だということを、責任ある立場の人が社会に向けて唱えるべき問題でもあると思う。

(松尾委員) 期待するとすれば報道機関か。

(梶井委員) ただ、いきなり国民の権利だということも分かりにくい。お金中心で、自分さえよければよいという風潮もある中で、人を裁くという公のかなり重い義務を負うことになるのだから、社会の一員として自分にとっても関係のあることなのだとこのことを言っ
てはどうか。資料3の4ページの、「被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」、「冷静に判断できる自信がない」、「裁判の仕組みが分からない」などはもっともな感想である。しかし、参加すること自体が公の非常に重要な仕事になるということは、言うべきだと思う。

(平木委員) 先進国と言われる国は、専門性をどんどん磨いて、専門家にいろいろなものを頼むという習慣に慣れているので、裁判という国民がやりたくないことを裁判官という専門家に任せるとこのことは、心理的にピンと来るのだと思う。医者仕事は医者に、裁判官の仕事は裁判官にとった専門性みたいなものに日常的に慣れてきてしまった私たちが、「権利です」といきなり言われたら、「えっ」というように驚くのが普通ではないか。

(松尾委員) 先進国という枠組みで考えると、日本以外の先進国はみんな市民参加の制度を導入している。

(平木委員) だから、日本は権利などが遅れているのである。これは国民がやる必要があることなのだとこのところに行くまでには、体験や

説得がたくさん必要であるという感じがする。

「裁判員」のDVDを見たが、とても美しい物語だと思った。このDVDは、裁判員をやっていくにしたがって、みんながやってよかったと思える、そういう形の教育なのだろうという感じがした。しかし、いきなりはなかなかそこまでいかないと思う。やらなければよかったと思う人も出てくるだろう。

(北川委員) 法律が変わり、制度が動き始めると、人の行動様式なども変わってくるというのは、政治家として何回も経験している。そういう日本の知的水準は高いと思う。だから、裁判員をやってみたら日本人はこなせると思う。

(榊井委員) 今回のグループ調査などを見ると、仕方がないと思っていたけれども、実際に来てその場に立つと、きちんと物を考えたりするといった面も感じられる。

(最高裁) 裁判所サイドからすると、来ていただければ一生懸命裁判に参加して、議論をしてもらえるのではないかと考えている。裁判所としては、裁判員に分かりやすく、理解してもらえる審理を心がけて、評議もかなり丁寧にやり、こちらからサポートしたりすることで、裁判員になってよかったという印象を持ってもらい、それが少しずつ浸透して行って、定着させていく。これが裁判所の役目だと思って、審理や評議のやり方などを一生懸命研究しているところである。

(大木委員) 私は、グループで模擬裁判をやってみて、裁判員をやってよかったと本当に思ったので、実際やってみると、やってよかったという気持ちになるのではないかと思う。

先ほど、選任手続を説明していただいたが、抽選で選ぶという方法はみんなに参加してもらおうための一番公平な方法であり、よ

いと思う。ただ、37万人の裁判員候補者を選ぶということになるので、その人たちに来てもらって講習したり、嫌だという人にやってもらうというのも大変なことであろう。私たちの会では、「やりたくないという人を無理に出すのはどうかな」という気持ちがある反面、「やってみたいという人が参加できる方法はないかな」という話も出てくる。そのときに、一つの案として考えたことは、スタートの一、二年目はやってみたいと思う人の枠も作り、6人のうちの一人か二人はやってみたい人たちから参加してもらおうという方式である。

(最高裁) 今の法の制度では難しい。

(榊井委員) 個人的には、人を裁いてみたいという人よりも、むしろ、やりたくないけれども、その場に行ったら重要なことだから一生懸命やりますという人の方が正常なのかなという気がする。

(大木委員) そのとおりだと思うが、ただ、本当に一生懸命やってみたいという人はいろいろなことを勉強していると思うので、そういう人が一人か二人入って経験していくことも一つの方法ではないかなという気もする。

(最高裁) 是非やってみたいという感覚というのはどういうところから出るのか。

(大木委員) 勉強会などで、「一生に一度だと思うからやってみたい」という意見がある。このように、当たったならばラッキーだと思う人もいるわけで、アンケートなどで、自分はやってみたいというものがあってもよいと思う。

(松尾委員) 別枠を作らなくても、そういう人がくじ引で必ず入ってくると思う。

(榊井委員) 裁判員候補者の中には、やりたがる人や渋る人もいると思うが、

裁判官は、最後の6人をどのように選ぶのか。

(最高裁) 当事者である弁護士と検察官に忌避権があるので、やりたがる人をどう見るかというところがある。やりたい、やりたいという人は、むしろこの事件をやってもらうには相当でないということになると、弁護士と検察官がそれぞれ4人ずつ理由なしで忌避できるので、そういう形で排除していくことはあり得る。排除しないで残った人数が7人以上である場合、また公平にくじで選ぶというのが基本的なやり方になるだろう。

(最高裁) 裁判員法には、「裁判所は、くじその他の作為が加わらない方法に従い、裁判員を選任する決定をしなければならない」旨が規定されているので、最後に残った人の中でやりたいという人がいるからこの人を優先させようというのは、法律には合っていないことになる。アイデアとしてあるのは分かるが、裁判員法に基づき運用を行う裁判所としては許されず、最終的に残った人が7人以上であれば、もう一回くじを実施して6人を選ばざるを得ない。

(平木委員) 大木委員が言われたような意見があるのは分かるが、その反対には、「裁判官は司法試験などのいろいろな難問を乗り越えてやっとなったのに、やってみたいとは何ぞや」という意見もあるのではないか。

(米本委員) 裁判所は公平にくじを行い、当たった人なら本当にどんな人でも裁判員として受け入れるのか。

(最高裁) 裁判所が選ぶ手だては今の制度ではない。

(平木委員) 裁判官の役割が大変になるのでないかと、とても心配している。

(米本委員) 質問票などに、裁判員として出頭できないということが記載されている場合、疑いがあっても、それまでは致し方ないということ

とで、その申告内容をチェックしないのか。

(最高裁) 最初の調査票で差し障りのある事情を記載する場合と、くじで当たった後の質問票でそのほかの差し障りのある事情を記載する場合の2段階がある。調査票では、70歳以上の方や学生などに参加の意向を聞いたり、参加が難しい月はいつかといった程度のことしか聞かないので、罰則は設けられていない。一方、質問票については、かなり詳細に事情を聞くので、虚偽記載の罰則が設けられており、真実性が担保されていると思う。

(梶井委員) 裁判員制度の導入により、裁判官の意識が変わることが非常に大事だと思う。一般論として、裁判官は刑事よりも民事の方がやりたい、民事でも通常事件より知的財産権などの専門的なものを担当したいなどの意識があるのか。裁判員裁判の導入によって、刑事の位置付けが裁判官の意識の中で変わるのだろうか。

(最高裁) 裁判官は、それぞれ職務経験を積んでいく中で、希望が固まってくる。最初の新任判事補のとき、「君はどちらを選ぶか」と聞いた場合には、民事の方が多いという感じは受けるが、そういう場合にも刑事だったら裁判はやりたくないかというのと、そのようなことはなくて、それはそれで一生懸命やる。そういう経験を積み重ねて、刑事事件の担当が長くなって、刑事がよいと考える裁判官は、必ず一定数いることは間違いないと思う。

裁判員制度が始まり、刑事裁判のやり方が変わることが、そういう選好に影響を及ぼすかというのは興味のあるところであるが、両様あり得るのではないか。大変だから刑事を避けたいという人もいるかもしれないが、逆に、これは非常に意味があることだから是非やってみたいと希望する人もかなりいるのではないかと思う。

- (梶井委員) そうすると、今、民事裁判を担当している方が刑事の裁判員裁判を担当することもあり得るのか。
- (最高裁) あり得る。大都市の裁判所の民事部にいた者が地方に転勤し、裁判長あるいは陪席として、裁判員裁判を経験する人が出てくると思う。
- (梶井委員) 裁判員が入ると、裁判官の意識は大きく変わるのではないか。社会的な実験であると同時に裁判所内部がものすごく変わるはずである。
- (最高裁) 先ほど、北川委員が、制度が変わると意識も変わると言われたように、実際、裁判員制度に非常に意義を感じて、裁判員が入るなら刑事事件を担当したいという希望が裁判官の中にも出てきている。
- (大木委員) 普通の人で、「なぜ刑事裁判に参加して、量刑を決めなければならないのか。」という疑問を持っている人はたくさんいると思う。責任を重く感じるというのはそこが原因なのだろう。だから、なぜ刑事裁判に参加するのかということについて、分かりやすい説明が必要ではないかなという気がする。
- (最高裁) 本来、みんな素朴には、何で自分がやらなければならないのか、人の刑を決める刑事裁判にかかわりたくない、恨まれたくないといった気持ちがあるのだろう。そのあたりをどのように説明していくのがよいか。義務ということをなるべく理解してもらってやるか、あるいは意義というものを強調して、北川委員の言われたように「権利なんだ」という形でやるか、「よい制度ができたのだから、せっかくの機会なので是非やってください」と説明していくのか、どういう方向で裁判所としてやっていくのが、今後始まるまでのプロセスとしてよいのだろうか。

(平木委員) 裁判員になるということは、本音のところでは、きちんとした意見が言えるかとか、その裏には、恥をかくのではないかとか、何も言えないのではないか、こんなところに来なければよかったと後悔するのではないかといったことが山ほどあると思う。

大体の日本人は、人前で意見を言うことをとてもちゅうちょする。「あなたたちの素朴な意見が、審理において本当に役立つのだ」というところを説得することが重要なポイントだと思う。「素朴な意見でよいのです」と言われても、一般には、人前で話すときはみんな格好をつけたい訳であり、でも、格好をつけるのではなく、素直に出てきてくださいなどと言われても大変難しいと思う。そこを裁判官が最初にほぐさなければならないので難しい。

(最高裁) 裁判所としては来ていただければという気持ちがある。来ていただいて一緒にやれば、いろいろ配慮することもできる。現在、我々は、模擬裁判などの過程で、そういう方にどのように発言していただくかということ、心理学的な点も含めて、工夫したいと考えている。裁判所へ来る前は、かなりの負担感を持っているだろうと思われるので、それをどう解きほぐして来てもらえるかということも考えなければならない。

(最高裁) 陪審の場合、審理の間は議論は許されず、審理の後、論告・弁論が終わったところで、話し合いを始めることになる。

しかし、日本の場合には、審理が始まる時点から、裁判官と自由にいろいろな話をしながら最後の評議に至ることになる。裁判員として普通の人が入ってきたときに、だれでも抱くような戸惑いとか、あるいは専門的な知識などについて、少しずつ感情、疑問を解きほぐしながら審理を見聞きしてもらい、最後のところではある程度打ち解けた雰囲気で行うというイメージであ

る。こういうプロセスは、もともと裁判員制度が予定しているところでもあり、裁判官としても、そういう形で裁判の評議というものにつなげていかなければならないということ意識しながら、模擬裁判で公判中の裁判員との間のコミュニケーションのありようを検証している。

(大木委員) 「裁判員」のDVDを見たが、裁判官のリードが大変上手であると感じた。実際も、裁判官がこのようにやってくれたらよいとみんなが期待をしている。「裁判員に当たったときはどうしよう」と不安を持っている人に対して、「いや、そんなことはない、DVDのように裁判官がリードしてくれるから安心して」というように励ましてあげたら安心すると思う。だから、「DVDを見た人はそれを周りに宣伝してくださいね。」などと伝えることも大事なのではないか。ただ、DVDは、まだ持っていない人も結構いるので、ビデオも必要ではないかと思う。

(最高裁) DVDのようなイメージでやっていきたいと思っている。

北川委員が言われたように、権利としてやってもらう、あるいは、素晴らしい制度に参加する機会が得られるのだから参加してもらいたいというPRがまず必要だろうと思う。どういう意義付けをして参加意欲を持ってもらうかについては、前回、裁判員裁判の意義ということで説明させていただいたが、一つは刑事裁判が深みを持ち、判断が厚みを持つとか、あるいはもっと広い層の人に納得される裁判ができるようになるといった意義がある。もう一つは、審理が迅速になり、分かりやすい裁判になることによって、国民の理解が深まり、裁判所に対する信頼が高まるという意義がある。そのような説明で国民の理解は得られないものか。得られないとすれば、どのようにPRしたらもっと国民が積極性

を持ってくれるか。

(平木委員) 今の説明で、内容的にはきちんと言えていると思うが、「こうなっていくのではないか」という予測ではなくて、「こうしたいのだ」という感じの方がよい気がする。

(北川委員) 一つは、もう少しトーンをアグレッシブにしたらよいかと思う。もう一つは、売り込むわけなので、こういうことで理解していただきたいということを伝えなければならない。例えば、車売る場合、一体これに費用が幾らかかるか、時間はどれだけか、それで効果はどれだけあったかというマネジメントが必要になる。そこでパッションとかが出てくる。今までの裁判所の広報は、非常にスマートでおとなしいという感じがして、これで広がるのかなという若干の不安はある。幾ら使うのか、何人必要か、国民の参加意欲をいつまでに何%上げるのかといった費用対効果の観点からの発想もあるとよいのではないかという気がする。

例えば、投票率を上げるために、駅前でティッシュペーパーを配って、「選挙に行ってください」と広報する。広報費用として10億円かかった。でも、投票率は何%上がったのだという議論がないわけである。

意義・内容はしっかりしているが、あふれるような情熱でかんかんがくがくの大議論が起こって、これをするんだというようになっていかないと、なかなか浸透は難しいだろう。今は、徐々にという感じの浸透の仕方だと思うが、甲論乙駁の議論があって、いつの間にか浸透しているという手法も、マネジメント論としてあるのかなという気がする。

広めるとか、浸透させるとかいった裁判所のミッションは、立法府との関係で来ているわけである。だから、立法府に働きかけ

るとか、立法府こそはそれをやるとか、あるいは経済界とやるなどしていてもよいと思う。

(梶井委員) もともと、司法制度改革は、言いたいことをまず言ってみようという形で、予算とかを度外視して行われてきた。

(松尾委員) 日本の司法予算は諸外国に比べて少ないと思うが、今回の裁判員制度の導入や国選弁護の拡大などにより、いろいろ経費がかかることになるだろう。

(梶井委員) 100億円くらいかかるのではないかと。しかし、財務省も青天井ではないであろう。

(最高裁) 国全体の財政事情があるので、青天井ではないが、合理性を説明すれば、裁判員制度については、財務省は理解してくれているところだろうと思う。

(米本委員) 冒頭に、世論調査の数字が努力しても上がらないという説明があったが、こういう重要な問題はそんなに数字は動かないものだと思うので、これは必ずしも裁判所の努力が足りないということではないと思う。

私は、15年ほど前、脳死臨調に参加した経験があるが、脳死・臓器移植の場合でも、関係機関がいろいろ説明を重ねても世論調査の数字が動かなかった。そういう意味で、短期的にマスコミや政府調査から出てくる数字が動かないということに、あまり悲観的になる必要はないと思う。

それから、こういった懇談会を設けて、数時間の間に出た意見を参考にすることは、政府がよく使う手法であるが、例えば、これといった数名の方で合宿を行い、戦略や概念などについてとことん議論していただくということがあってもよいと思う。

(松尾委員) この懇談会とは別に、「裁判員制度の広報に関する懇談会」と

というのが設置されていたと思うが、そちらの方で合宿をしてもらうのはどうか。

(最高裁) そちらの懇談会では、当初の段階に、これからの広報をどのように持っていくかということについていろいろ議論していただいて、平木委員からは、「よい制度なのだから是非参加したらよいではないか」という形でPRした方がよいのではないかという意見をうかがっている。

(松尾委員) 裁判員裁判が始まると、裁判所と裁判員の方とのコンタクトが非常に大事になってくると思うが、その場合、裁判所は、裁判官だけでなく書記官、事務官等を含めて、どういうスタンスで対応されるのか。資料2の選任手続のイメージ図で、「辞退が認められる方」という表現をしているが、少し丁寧過ぎるかなという感じがする。丁寧なのは大事だが、この点は「認められる人」でもよいのではないかなという気がした。

(梶井委員) 出頭しなければ10万円という罰則を伴う制度であるが、大きく言うと、裁判所を内部からさらによくして、社会をよくするという制度なのである。

(北川委員) これはすごい大改革であり、よくここまで来られたと思う。だから、裁判のあり方をもっと開示し、より親しみを持ってもらうということに段々変わっていくという決意だと思う。

(最高裁) 本日は、いろいろご意見をいただいて感謝する。裁判所として、これからもより努力を続けていきたい。

(2) 今後の懇談会の進め方

(最高裁) 次回については、しばらく間隔を空けた後、開催させていただくこととしたい。